

○内閣府告示第七十九号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条第一項及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第四十七号）による改正後の同条第二項の規定に基づき、対象施設の区域及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、同法の施行の日（令和八年七月十四日）から施行する。

なお、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項及び第二項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件（平成二十八年内閣府告示第百二十六号）は、同日から廃止する。

令和八年七月三日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 木原 稔

一 皇居

対象施設の区域	対象施設に係る対象施設周辺地域
東京都千代田区	東京都千代田区
千代田（次の図面に示す部分に限る。）	飯田橋一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、一番町、内神田一丁目、二丁目及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、内幸町一丁目及び二丁目、大手町一丁目及び二丁目、鍛冶町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、霞が関一丁目から三丁目まで、神田淡路町一丁目、神田小川町一丁目から三丁目まで、神田猿樂町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、神田神保町一丁目から三丁目まで、神田須田町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、神田駿河台一丁目及び三丁目、神田多町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、神田司町二丁目、神田錦町一丁目から三丁目まで、神田美土代町、紀尾井町（次の図面に示す部分に限る。）、北の丸公園、九段北一丁目から三丁目まで及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、九段南一丁目から四丁目まで、皇居外苑、麴町一丁目から五丁目まで及び六丁目（次の図面に示す部

	東京都中央区	東京都港区
分に限る。)、五番町(次の図面に示す部分に限る。)、三番町、千代田、永田町一丁目及び二丁目、西神田一丁目から三丁目まで、二番町、隼町、一ツ橋一丁目及び二丁目、日比谷公園、平河町一丁目及び二丁目、富士見一丁目及び二丁目(次の図面に示す部分に限る。)、丸の内一丁目から三丁目まで、有楽町一丁目及び二丁目、四番町並びに六番町(次の図面に示す部分に限る。)	銀座一丁目から八丁目まで(いずれも次の図面に示す部分に限る。)、日本橋本石町一丁目から四丁目まで並びに八重洲一丁目及び二丁目	赤坂三丁目(次の図面に示す部分に限る。)、虎ノ門一丁目及び二丁目(いずれも次の図面に示す部分に限る。)、西新橋一丁目(次の図面に示す部分に限る。)、並びに元赤坂一丁目(次の図面に示す部分に限る。)

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を宮内庁に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二 側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の区域及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二 御所であつて東京都港区元赤坂二丁目に所在するもの

対象施設の区域	対象施設に係る対象施設周辺地域		
東京都港区	東京都千代田区	東京都港区	東京都新宿区
元赤坂二丁目（次の図面に示す部分に限る。）	紀尾井町、麴町二丁目から六丁目まで、五番町（次の図面に示す部分に限る。）、永田町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、二番町、平河町一丁目及び二丁目並びに六番町	赤坂二丁目から九丁目まで、北青山一丁目、二丁目及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、南青山一丁目及び二丁目から四丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、元赤坂一丁目及び二丁目並びに六本木七丁目（次の図面に示す部分に限る。）	霞ヶ丘町、霞岳町、左門町、信濃町、須賀町、大京町、南元町、四谷一丁目及び二丁目並びに三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、四谷坂町（次の図面に示す部分に限る。）、四谷三栄町、四谷本塩町（次の図面に示す部分に限る。）

	東京都渋谷区	並びに若葉一丁目から三丁目まで
備考	神宮前二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。） 並びに千駄ヶ谷一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
	備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を宮内庁に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二 側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の区域及び対象施設に	

係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。